

録画機能付きデジタルチューナーに関する利用規約

株式会社 ZTV(以下、「当社」という。)は、録画機能付きデジタルチューナーを利用したサービス(以下、「本サービス」という。)を、本利用規約に基づき提供するものとします。

第 1 条 (契約の成立)

加入契約は、加入申込者があらかじめ「ケーブルテレビサービス加入契約約款」(以下、「約款」という。)及び本利用規約を承認し当社所定の加入契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを提出し当社が承諾したときに成立するものとします。

第 2 条 (最低利用期間と違約金)

本サービスの最低利用期間は、本サービスの課金開始月より 6 ヶ月とします。なお、本最低利用期間は、本サービス以外のケーブルテレビサービスから本サービスへ変更した場合も適用となります。

2. 加入者は、前項の最低利用期間内に本サービスの解約を行う場合は、残余期間の利用料金を一括して支払うものとします。

第 3 条 (機器の利用、保管等)

加入者は、本利用規約の各条項及び当社の指示に従って録画機能付きデジタルチューナーを善良な管理者の注意をもって利用、保管するものとします。

2. 加入者は、録画機能付きデジタルチューナーの転貸、改造・改変を行ってはならないものとします。

3. 前項に違反したことによって生じた当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

4. 加入者は、録画機能付きデジタルチューナーに故障、滅失等が生じた場合、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

5. 当社が認める場合を除き、加入者は録画機能付きデジタルチューナーの交換を請求できないものとします。

6. 加入者の故意、過失による録画機能付きデジタルチューナーの故障、破損、紛失などの場合は、約款の別表 2 に定める料金を当社に支払うものとします。

第 4 条 (免責事項)

加入者による録画機能付きデジタルチューナーの利用又は管理に起因して発生したいかなる責任について、当社は何人に対しても責任を負わないものとし、加入者の責任において処理、解決するものとします。

2. 録画機能付きデジタルチューナーの交換、故障、滅失、不具合等、あらゆる原因により、正常に録画ができなかった場合の補償、録画した内容の損失、及び直接・間接の損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。また、録画機能付きデジタルチューナーを修理した場合(ハードディスク以外の修理を行った場合も含む)においても同様とします。

3. 前項のほか、本サービスで再生・録画するブルーレイディスクや DVD 等ソフトにおいても、破損・不具合等如何なる場合にも当社は一切の責任を負わないものとします。

第 5 条 (本利用規約の変更)

当社は、本利用規約を、加入者へ予告なく改正することがあります。この場合、本サービスの加入者は、変更後の利用規約の適用をうけます。

第 6 条 (協議等)

本利用規約に定めのない事項については、約款を適用するものとします。

2. 本利用規約の各条項に疑義が生じた場合は、当社及び加入者は、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。